

目 次

1. 校 歌	2
2. 学 生 の 歌	3
3. 生 徒 心 得	4
4. 生徒会慶弔費規定	13
5. 生徒会会 則	15
6. 生徒会組織図	28
7. 生徒会選挙規約	27
8. クラブ委員会規約	32
9. 放送局規約	35
10. 新聞会規約	36
11. 吹奏楽局規約	37
12. 図書局規約	38
13. 図書室利用規程	39
14. 同好会規程	41
15. 大会派遣規程	43

北海道深川西高等学校校歌

1. 源遠き石狩の

久遠の流れ涯もなき

原始の森の黎明に

土地墾闢の鋤とりて

営々ここに幾星霜

拓けし沃野渺々と

北斗の象徴戴きて

巖と立ちたる吾が母校

作詞 竹 内 晃

作曲 佐々木 昭

3. 芽生なる森に盤石の

老松の下佇むめば

先人の心ほのぼのと

我等が胸に通い来る

赤き夕陽の燃ゆるとき

意気高らかに手をとりにて

若人の歌謳いつつ

吾が行く道をいざ行かん

2. イルムの嶺に雲立ちて

ポプラ並木の緑波

青田をわたる鐘の音に

学びの窓は明け暮れて

清らに澄める池の辺に

やよ映してん吾が心

正義に白き白樺は

自由の空にそそり立つ

4. ああ幾百の同胞は

北なる空知追い立ちて

高き理想の息吹もて

真理の淵に集い来る

学びの道は永遠の

吾が友がきの絆とて

天の極みの果てるなき

地の果て迄も遠からん

深川西高学生の歌

作詞 太 田 清

(1) 雪降りしきる凍原に

鉄をも溶かす炎を燃やせ
青春を闘う日々のために
炎を燃やせ
おお我等の拳を天につきあげろ
砕け砕け われ等
岩をも砕け 深川西高

(2) 堤にそびゆ我が母校

未来をかがけて学徒よ集え
永久に自由を守るために
学徒よ集え
おお我等の拳を天につきあげろ
砕け砕け われ等
岩をも砕け 深川西高

(3) 焼けただされた荒地を

ひとかたまりに踏みつけてゆけ
若き世代を生きんが為に
踏みつけてゆけ
おお我等の拳を天につきあげろ
砕け砕け われ等
岩をも砕け 深川西高

生徒心得

第 1 条 通学について

- (1) 登下校の生徒出入り口は、生徒玄関、並びに定められた生徒通用門より行すが、遅刻や早退の時は職員玄関を利用する。
- (2) 自転車を使用する場合は、事前に学校に届け出て許可を受け、自転車の二人乗りを絶対にしないと共に、所定の自転車置き場に整頓し施錠をしておくものとする。
- (3) 朝のホームルーム開始時刻は 8 時 40 分、下校時刻は 17 時までとする。

第 2 条 校内生活について

- (1) 欠席や遅刻をする場合は、あらかじめ担任又は学校へ電話などで連絡し、登校後に理由を所定の用紙に記載して提出する。また、登校後は校地外へ外出してはならない。やむを得ず外出するときは必ず担任教師の許可を得て外出許可証を持参する。
- (2) 登校後に早退や欠課をする場合は、あらかじめホームルーム担任及び教科担任に申し出るものとし、所定の用紙に記載して提出する。
- (3) 昼食は各自持参とする。持参しない場合は、学校の売店の品物で済ませるものとする。
- (4) 上靴は指定上靴とし、土足は一切禁止する。また、サンダル、スリッパ、草履などの使用は禁止する。
- (5) 貴重品や金銭の保管は、貴重品袋を活用し教師に預けるなど十分に注意し、鞆や上着の中に入れたまま教室や更衣室などに置かない。
- (6) 物品や金銭を紛失したり、拾得した時は、直ちに担任教師または係の教師まで届出る。
- (7) 校具その他の施設、設備を汚したり、破損させてはならない。故意に行った場合は強い責任をとらせる場合もある。
- (8) 校内において許可なく物品を売買したり、募金などの行為をしてはならない。
- (9) 校内掲示物については、生徒指導部の検印を受けてから掲示するものとする。
掲示する場所は掲示板を基本とするが、美観を損わないよう配慮し、掲示期間

を過ぎたものは掲示責任者の手で撤去するものとする。

第 3 条 特別活動については、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 部活動等の練習時間は 19 時までとし、19 時 30 分までに完全下校する。それ以降活動する場合は、保護者からの「部活動延長承諾書」を必要とし顧問は「部活動延長届」を提出して活動延長が認められる。ただし、20 時までに完全下校すること。
- (2) 残留及び休日の活動においては、指導教師がついて指導するものとする。
- (3) 使用場所は、予め指導教師が当該管理責任者の許可を得て使用するものとする。
- (4) 部室、更衣室及び使用場所については、清掃及び整理整頓に心がける。
- (5) 貴重品については、指導教師に依頼するなど、保管の徹底に努める。
- (6) 廊下での練習は、1 階 3 階 4 階の西側階段より東側の廊下とし、顧問がついて行い、他の階や教育活動に支障の無いように配慮する。
- (7) 部室等の鍵は、顧問が保管管理すると共に、下校時の施錠の徹底をはかる。

第 4 条 服装・身なり・頭髪について

- (1) 日常生活においては、言葉遣いや態度、身なりをきちんと正し、他人に迷惑をかけることや自分の人格を傷つけることにならないよう注意する。
- (2) 髪型や身なりは清潔端正にし、染色、脱色、パーマネント、つけ毛などの加工や、マニキュア、指輪、ピアスなどの装飾はしないものとする。
- (3) 服装については下記のとおりとし、制服の変形・加工を禁止する。

ア 男子制服

(ア) 上 着

- a 指定の詰襟学生服。ただし、指定のボタンと指定のワッペンをつける。
- b 正装期間中に教室内で暑くて脱ぐ場合は、指定ポロシャツを着ていること。ただし、登下校時は詰襟学生服を着用すること。

(イ) スラックス

- a 指定のワンタックストレート型シングル仕上げ（ベルト着用）。
- b 夏季用スラックスは、任意購入とする。

(ウ) 夏季略装

- a 半袖または長袖の指定ポロシャツ（前立て裏、紺生地で切り替え）。

イ 女子制服

(7) 上 着

- a 指定のセーラージャケット。ただし、指定のボタンと指定のワッペンをつける。

(イ) スカート

- a 指定の 20 本プリーツスカート（カーブベルト仕様）。
- b スカート丈は、裾が膝の中心にくるように合わせる。ただし、スカート丈とは、前ベルト上端から測って裾までを指す。
- c スカートの中にジャージ、ハーフパンツ等を着用することは禁ずる。
- d 夏季用スカートは任意購入とする。

(ウ) 夏季略装

- a 半袖または長袖の本校指定ポロシャツ（前立て裏、紺生地で切り替え）。

(I) スラックス

- a 指定の女子用スラックス（ノータックストレート型シングル仕上げ、ベルト着用）のみ着用を認める。ただし、任意購入とする。

(オ) スパッツ

- a スカートの中にジャージ、ハーフパンツ等を着用することを禁ずるため、防寒対策として必要な場合は、指定のスパッツを着用すること。ただし、任意購入とする。

ウ カーディガン：

- (7) 夏季略装時に、ポロシャツの上に着用したい場合は、指定のカーディガン（紺色、左胸に白糸で“F. N”の刺繍入り）のみ認める。ただし、任意購入とする。
- (イ) 正装時に着用したい場合は、男子は詰襟学生服の中に、女子はセーラージャケットの中または外に指定のカーディガン（紺色）を着用すること。ただし、式典（入学式・卒業式・全校集会など）では、女子もセーラージャケットの中に着用すること。

エ ニットベスト

- (ア) 夏季略装時に、ポロシャツの上に着用したい場合は、指定のニットベスト（紺地に白ライン、またはアイボリー地に紺ライン）のみ認める。ただし、任意購入とする。

オ ソックス

- (ア) 白・黒・紺・グレーを基調とした色とする。
- (イ) 柄については、規定はないが派手なものは避けること。
- (ウ) 女子については、黒・ペールオレンジ色のストッキング（タイツ）も認める。

カ その他

- (ア) 正装時期は10月初旬～5月中旬まで、夏季略装時期は6月初旬～9月中旬まで、移行時期は5月下旬および9月下旬とする。ただし、正装については年間を通して着用できる。
- (4) やむを得ず「制服」以外の服装をする場合は、異装届を提出し許可を受ける。

■男子制服■



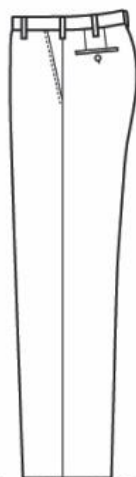
【詰襟】



オリジナル
ワッペン



オリジナル釦



【スラックス】

■夏季指定略装■

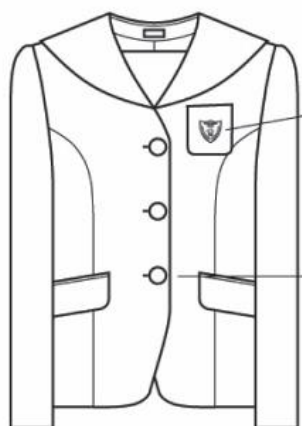


【半袖ポロシャツ】
(男女共通)



【長袖ポロシャツ】
(男女共通)

■女子制服■



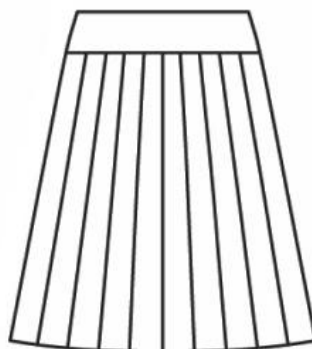
【セーラージャケット】



オリジナル
ワッペン



オリジナル釦

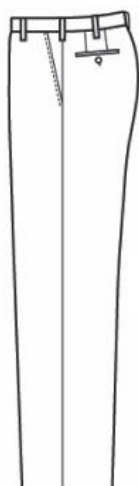


【スカート】
(カーブベルト仕様)

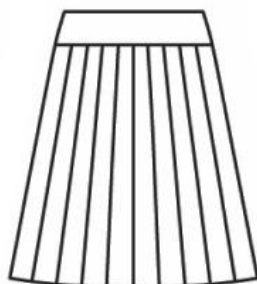


【女子用スラックス】
(任意購入)

■オプション■



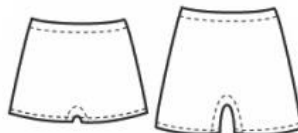
【男子夏スラックス】



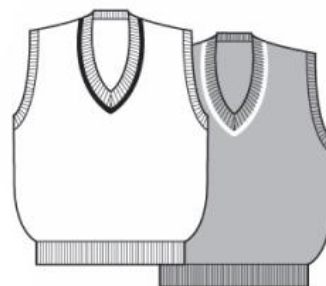
【夏スカート】
(カーブベルト仕様)



(紺)
【カーディガン】



(黒・1分丈) (黒・3分丈)
【スパッツ】



(アイボリー) (紺)
【ニットベスト】

第 5 条 校外生活等について

- (1) 高校生の夜間外出は 21 時 30 分までとする。
- (2) 外泊または泊を伴う旅行などは保護者の許可を得ること。
- (3) 保護者を同伴せずにキャンプ、海水浴、登山などを実施する場合は、事前に計画書を生徒指導部に届け出るものとする。この場合保護者が適格と認めた指導者、責任者の同伴を必要とする。
- (4) 外部団体などの催し物への参加は所定の手続きに従って届けを出し、許可を受けてから実施するものとする。
- (5) 原付自転車・普通車の免許取得については、「車輛等の使用に関する規定」にもとづき学校長の許可を受けてから実施するものとする。
- (6) 自動二輪車や四輪車の無断免許取得運転、自転車の二人乗り、その他の交通違反、自転車の危険運転等の行為は絶対に行ってはならない。
- (7) 飲酒、喫煙、有機溶剤乱用、万引き等の行為は絶対に行ってはならない。
- (8) 高校生立入禁止の遊戯場(パチンコ店、麻雀荘など)や飲酒・喫煙の場所となるようなところへの出入りは一切禁止する。
- (9) 下宿生は必ず下宿届を学校に提出する。また、下宿を変更する際も再度届出るものとする。
- (10) アルバイトを行う際は、保護者の承認を得てアルバイト届を学校に提出し、担任、生徒指導部の指導を受けてから実施するものとする。特に危険のともなう職種や夜間の仕事及び酒類を扱う飲食店の仕事は行わないものとする。また、考査期間中、及びその 5 日前は禁止する。
- (11) 夏休み、冬休み等の休暇中の生活心得はその都度配布する。

付 則 この規程は平成 18 年 3 月 16 日一部改正する。

この規程は平成 20 年 7 月 18 日一部改正する。

この規程は平成 21 年 12 月 15 日一部改正し

平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 23 年 1 月 26 日一部改正し

平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 6 日一部改正し
令和 4 年 4 月 8 日より施行する。
この規程は令和 6 年 1 月 26 日一部改正し
令和 6 年 4 月 1 日より施行する

生徒会慶弔費規定

第 1 章 名称

第 1 条 本規定は、慶弔費規定と称する。

第 2 章 目的

第 2 条 本規定は、会員互助をはかることを目的とする。

第 3 章 適用範囲

第 3 条 不幸

(1) 死亡:本人、両親及びそれに準ずる者(教職員についてもこれに準ずる)

(2) 災害:火災・天災など。

ア 火災一家屋が全焼またはその他の被害の過大な場合。

イ 天災一家屋が全壊またはその他の被害の過大な場合。

ウ その他一状況に応じ検討する。

第 4 条 祝い事

(1) 卒業:卒業に際しての記念品の贈呈。

第 4 章 金額及び執行機関

第 5 条 本規定の執行は執行委員会を以て検討し援助する。

第 6 条 第 3 条における基準額は以下の通りとする。また、執行委員会が改正の
必要性を認めたときは、代議員会に提出し審議決定される。

死 亡	10,000円
災害:火災・天災など	5,000円

付 則 本規定は、平成 15 年 4 月 1 日改正・施行する。

北海道深川西高等学校生徒会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は北海道深川西高等学校生徒会と称す。

第 2 条 本会は北海道深川西高等学校の全生徒を会員とする。

第 3 条 本会は北海道深川西高等学校生徒が相互の理解と協力によって学校生活の自主的向上を図り、生徒の福祉を増進すると共に民主主義の精神に徹し、健全な社会人としての体位を涵養し教養と個性を高めることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の行動を行う。

- (1) 自主的学校生活の実践
- (2) 学校文化の研究と発表
- (3) 体育運動の実施
- (4) 社会に貢献するための活動

第 2 章 組織および機関

第 5 条 この会は目的達成のため次の機関をおく。

- (1) 生徒大会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会及び運営会議
- (4) 監査委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) ホームルーム
- (7) 内局
- (8) 外局
- (9) クラブ及び同好会

第 3 章 生徒大会

第 6 条 生徒大会は本会の最高議決機関である。

第 7 条 次の事項は生徒大会の議決を必要とする。

- (1) 行事計画と予算の決定及び決算の承認
- (2) 会則の改廃

(3) 本会の解散

第 8 条 定例大会は毎年度 2 回開催する。また、臨時大会は次の場合開催する

- (1) 会員の 5 分の 1 以上の署名による要求があったとき。
- (2) 代議員会からの要求があったとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

第 9 条 生徒大会は会長の名で招集する。

第 10 条 生徒大会は会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し会員総数の過半数の賛成をもって議決される。但し本会の解散は会員総数の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決される。尚、3 年生が家庭学習期間の場合は 1, 2 年生を総数とする。

第 11 条 生徒大会の正副議長はその都度出席会員の推薦と承認を得てこれに当たる。ただし、副議長は 2 名以内とする。

第 4 章 代議員会

第 12 条 代議員会は生徒大会に次ぐ議決機関である。

第 13 条 代議員会議長は代議員会の議事運営をつかさどる。

第 14 条 代議員会は代議員会議長が必要に応じて招集する。招集にあたり議長は監査委員会にその旨を知らせなければならない。

第 15 条 代議員会は次の場合に開催することができる。

- (1) 代議員 3 分の 1 以上の要求があるとき。
- (2) 会長の要請があるとき。
- (3) 代議員会議長が必要と認めたとき。

第 16 条 代議員会は各ホームルームより 1 名選出された代議員によって組織される。

第 17 条 代議員はホームルームの意見を尊重し全会員の代表として活動する

第 18 条 代議員会は 3 分の 2 以上の出席で成立し、全代議員の過半数の賛成で議決する。

第 19 条 代議員会議長は副議長 1 名を指名し代議員会で承認する。

第 20 条 代議員会は次の事項を審議議決する。

- (1) 各機関の細則の設定または改正に関して審議し、承認する。

- (2) 年度予算を審議の上、原案を決定し、生徒大会に発議する。
- (3) 会務の処理及び執行に関すること。
- (4) 本会則の改正に関して審議し、3分の2以上の賛成をもって生徒大会に発議する。
- (5) クラブ、同好会、外局の設置、新設及び廃止に関すること。
- (6) 特別委員会の設置及び運営に関すること。
- (7) 監査委員会からの報告の処理
- (8) その他、本会会則に明文なき事案の処理に関すること。

第21条 代議員会は必要に応じ会長、副会長、書記局長、会計局長及び各委員会の委員長等の出席を求めることができる。

第22条 生徒大会にかけの議案は代議員会の審議を経ることを要する。

第5章 執行委員会および運営会議

第23条 執行委員会は本会の執行機関である。

第24条 執行委員会は会長、副会長、書記局長、会計局長及び学芸委員長、生活委員長の6名により構成される。

第25条 執行委員会は会長が招集する。

第26条 会長は本会の業務および行事遂行のため次の機関を設ける。

- (1) 運営会議
- (2) 特別委員会

第27条 執行委員の任務

- (1) 会長は本会を代表し会務を処理し、又執行委員会の長である。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はその任務を代行する。
- (3) 書記局長は書記局の長としてそれを統轄する。
- (4) 会計局長は会計局の長としてそれを統轄する。
- (5) 学芸委員長、生活委員長は各ホームルームより選出された係を招集し運営会議を組織し、業務にあたる。

第28条 運営会議は各ホームルームから選出された規律係2名、厚生係男女各1名、体育係男女各1名、学芸係2名のいずれかにより目的に応じて構成される。

第29条 運営会議の任務

- (1) 本会の行事、日常活動についての企画、立案、運営を行う。

(2) 学校生活における問題点および課題の解決にあたる。

第30条 特別委員会について

(1) 特別委員会は行事および業務遂行のため、その都度代議員会の承認を得て組織される。

(2) 特別委員会は各ホームルームより選出された委員により構成され、執行委員会の指示により活動する。

(3) 特別委員会は業務終了時をもって会長の承認の後解散する。

第31条 執行委員会、運営会議及び特別委員会はその開催にあたり、監査委員会にその旨を知らせなければならない。

第6章 内局

第32条 内局は執行委員会直属の業務機関である。

第33条 書記局は書記局長から委嘱され代議員会で承認された若干名の書記局員で構成される。

第34条 書記局の任務

(1) 生徒会の記録の整備、保管文書の授受、および保管。

(2) 運営会議、各委員会開催の連絡調整。

(3) 生徒会備品の整備、保管、および管理。

(4) 生徒大会の準備。

(5) 庶務及び慶弔に関すること。

第35条 会計局は会計局長から委嘱され代議員会で承認された2名の会計局員で構成される。

第36条 会計局の任務

(1) 生徒会予算の管理及び執行に関すること。

第37条 会計局は各クラスの会計を必要に応じて招集できる。

第7章 監査委員会

第38条 監査委員会は公選による監査委員長1名と各ホームルームより1名選出された委員で構成する。

第39条 監査委員会の任務

- (1) 生徒会各機関の執行状況についての監査を行う。
- (2) 生徒会予算執行についての監査を行う。
- (3) 監査の結果は会員に報告しなければならない。

第40条 監査委員は下記の権限を有する。

- (1) 質問権

審議内容・議事の進行及び出席調査に関して質問することができる。

- (2) 閲覧権

議事録・審議参考資料に関して閲覧することができる。

- (3) 勧告権

審議・決議内容が生徒会会則・各委員会細則に違反している場合、勧告することができる。会議の進行状態・出席状況・審議態度が悪い場合、勧告することができる。但し裁決についての権限は有しない。

第8章 選挙管理委員会

第41条 次の役員はこれを会員全体による公選とする。

会長1名、副会長1名、書記局長1名、会計局長1名、学芸委員長1名、
生活委員長1名、代議員会議長1名、監査委員長1名

第42条 生徒会に関する一切の選挙は、生徒会選挙規約に基づき選挙管理委員会が行う。

第43条 選挙管理委員会はホームルームより1名選出された選挙管理委員より構成され、委員長は互選による。

第9章 クラブおよび同好会

第44条 会員は各自の希望により1クラブのみ加入できる。(外局との重複は、顧問同士の了解のもとで、可能である。)

第45条 クラブの各年度の活動及び新設・休部・廃部は代議員会の承認を要する。

第46条 クラブに関することはクラブ委員会規約にもとづく。

第47条 クラブ委員会はその下に同好会を設ける事ができる。

第48条 同好会の活動はクラブに準じクラブ委員会の統轄下に入る。同好会に関することは同好会規程にもとづく。

第 49 条 クラブは時により生徒会代表として当該活動を行うが、同好会は単なる同好者の活動機関である。

第 50 条 会員はクラブと同好会を兼ねて加入することができる。

第 51 条 クラブ及び同好会は、年 1 回以上活動内容を発表する場を設ける。

第 10 章 ホームルーム

第 52 条 ホームルームは、本会を構成する基本単位であり、各ホームルームに所属する会員により構成される。

第 53 条 ホームルームは少なくとも次の役員を常設する。

議長 1 名、副議長 1 名、書記 1 名、会計 1 名

第 54 条 ホームルームは代議員会に提出する事項及び代議員会、各委員会より提出された議題を討議する。

第 55 条 ホームルームはホームルーム活動に関する生徒大会及び代議員会で議決された事項を実施し、各委員会より提出された事項を実行する。

第 56 条 ホームルームは独自の活動に関しては、会則に反しない限り独自の決定による。

第 57 条 ホームルーム役員の任務

(1) 正副議長はホームルームの決定事項の報告及び議題の連絡に当たりホームルームの議事を運営する。

(2) 書記はホームルームの議事に関する記録をとる。

(3) 会計はホームルームの金銭の出納に関することをを行う。

第 11 章 外局

第 58 条 外局は生徒会全体の福利機関である。

第 59 条 外局は同好者をもって組織し他の機関からの牽制を受けない。

第 60 条 外局として新聞会、図書局、放送局、吹奏楽局をおく。

第 61 条 外局は外局規約を設ける。それは代議員会の承認を必要とする。

第 62 条 外局は局長及び会計をおく。

第 12 章 役員とその任期

第 63 条 本会には次の役員をおき、その任期は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・書記局長・会計局長・学芸委員長・生活委員長・代議員会議長・監査委員長の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年とする。
- (2) 選挙管理委員会の委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- (3) 書記・会計・代議員・運営会議の各係・監査委員・クラブ委員長・各クラブ代表委員・外局局長の任期は前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から翌年3月31日までの各半年とする。

第64条 前条の役員は兼任しないことを原則とする。

第13章 リコール制

第65条 会長、副会長、書記局長、会計局長、学芸委員長、生活委員長、代議員会議長、監査委員長に対して、会員の4分の1以上のリコール請求署名があれば選挙管理委員会は信任投票を行わなければならない。

第66条 前条の信任投票の結果、全会員の過半数の不信任があれば解任される。

第67条 第65条以外の役員のリコールについては、それぞれの選出母体において決定し、会長及び選挙管理委員会に報告する。

第68条 前各条により欠員が生じた場合、選挙管理委員会は直ちに補欠選挙を行う。

第14章 財政

第69条 本会の経費は会費、入会金、寄附金及び臨時金をもって経理する。

第70条 前条の資金は、本会の全般にわたる事項及び各委員会の活動及び施設の充実にあてる。

第71条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第72条

- (1) 本会の入会金は1,000円とする。
- (2) 本会の会費は年額17,600円とする。

第15章 その他

第73条 生徒会のすべての会合は公開を原則とするが、会の決定により非公開とすることができる。

第74条 本会に、クラブ委員会規約、生徒会選挙規約及び各外局規約をおく。

第 75 条 前条のほか生徒会の各機関は細則を設けることができる。

第 76 条 大会派遣規程、大会派遣旅費規程及び慶弔費規定は別にこれを定める。

第 77 条 本会則に明文なきときは代議員会が決定する。

第 78 条 本会則の改廃は生徒大会の議決による。但し単なる字句上又は手続的事項の改正については代議員会で決することができる。

付 則 本会則は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 8 年 11 月一部改正する。

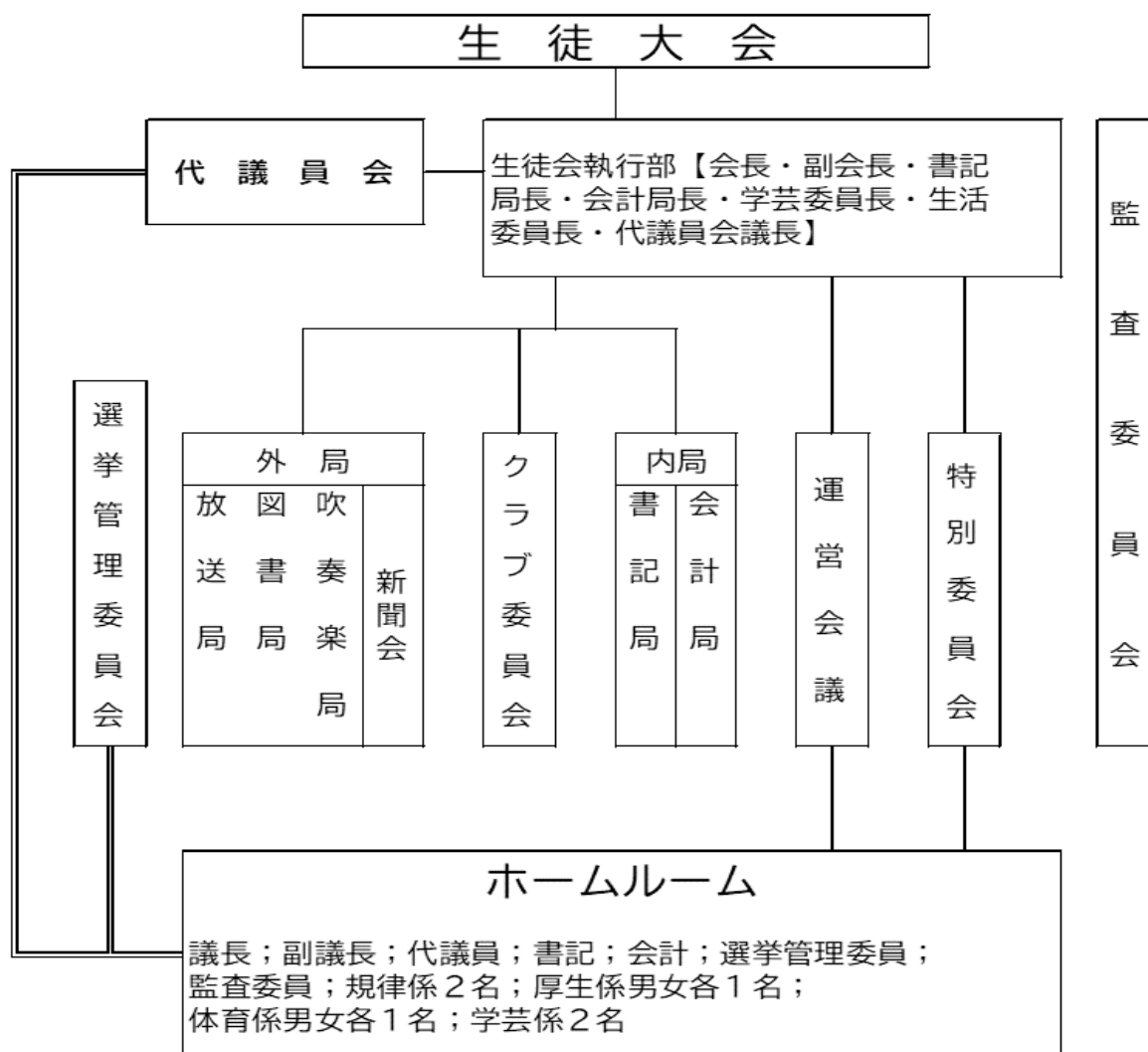
本会則は平成 9 年 5 月一部改正する。

本会則は平成 10 年 3 月一部改正する。

本会則は平成 15 年 3 月一部改正する。

本会則は令和 5 年 11 月一部改正する。

生徒会組織図



生徒会選挙規約

第 1 章 総則

第 1 条 本規約は生徒会会則第 8 章第 41 条による生徒会選挙規約である。

第 2 条 本規約の執行は選挙管理委員会が行い、次の役員を置く。

委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名

第 2 章 全会員による選挙

第 3 条 次の役員は全会員の投票により選挙される。

会長 1 名、副会長 1 名、書記局長 1 名、会計局長 1 名、生活委員長 1 名、
学芸委員長 1 名、代議員会議長 1 名、監査委員長 1 名

第 4 条 前条の役員選挙は前役員の任期満了の 7 日以内に行う。

第 5 条 第 3 条の候補者は告示された期日内に届け出しなければならない。

第 6 条 届け出の期日までに立候補者が定員に達しない時には、その欠員の分については別に告示する。

第 7 条 何人も同時に 2 つの立候補者になることはできない。

第 8 条 第 3 条の選挙において有効投票数の最高得票数を得た者を当選とする。
但し同数の得票者がいて定員を越えた場合は決選投票を行う。

第 9 条 第 3 条の役員選挙において立候補者が役員数、又は定員未満の場合は信任投票を行う。

第 10 条 第 3 条の役員選挙において定員数以上の立候補者のある時は、定員数だけ投票することができる。

第 11 条 信任投票においては全会員数の過半数を得た者を当選とする。

第 12 条 選挙管理委員会は選挙についての告示をしなければならない。

第 13 条 （開 票）

（１）（開票立会人） 開票立会人は立候補者の責任者とする。この代理になる場合は責任者の承認を必要とし、選挙管理委員長の承認を必要とする。

（２）（場所及び日時） 場所は選挙管理委員会が定める所とする。日時は投票終了後即時開票を行う。

（３）（開票管理者） 開票管理者は開票立会人の立会のもとに開票を行う。

(4) (無効投票) 次の投票は無効とする。

ア 正規の用紙を用いないもの。

イ 候補者でない者の氏名を記載したもの。

ウ 1 投票用紙中に 2 人以上の候補者の名もしくは氏を記載したもの。

エ 候補者の氏名の外、他の事を記載したもの。但し身分、住所又は敬称の類はこの限りでない。

オ 候補者の何人を記載したか確認し難いもの。

カ 信任か不信任かの記号が判別しがたいもの。

(5) 開票所には開票管理人及び開票立会人の他は入ることができない。

第 14 条 選挙運動

(1) 選挙運動は各選挙につき候補者の届出があった日から選挙の前日まででなければならない。

(2) 選挙管理委員会は在任中選挙運動をすることはできない。

(3)

ア 選挙運動のために使用する文書、図画は選挙管理委員会が認めたものに限る。

イ 選挙運動のために使用するポスターは校内以外は掲示できない。

ウ 選挙管理委員会は本条 3 項のア、イの規定に基づきこれに違反したものと認めるときは撤去させることができる。

(4) 各選挙において候補者は校内の放送設備を使用することが望ましい。

(5) 各選挙において選挙管理委員会は立会演説会を開かねばならない。

(6) 選挙管理委員会は各選挙につき候補者の氏名を選挙人に知らせねばならない。

(7) ポスターの枚数はその都度選挙管理委員会が定める。

第 15 条 候補者の責任者は 1 名とする。

第 16 条 立会演説会の際、応援弁士は責任者を兼ねて 1 名とする。

第 3 章 ホームルーム毎による選挙

第 17 条 各ホームルームは次の役員を選出する。

議長、副議長、書記、代議員、会計、選挙管理委員、監査、規律係 2 名、
学芸係 2 名、厚生係男女、体育係男女

第 18 条 前条の役員選挙は各ホームルームの選挙管理委員が行う。但し、選出方法は各ホームルームにおいて決定する。

第 19 条 各ホームルームの選挙管理委員は第 17 条の選挙で選ばれた各役員の名簿を選挙管理委員長に提出する。

第 4 章 クラブ委員長の選挙

第 20 条 クラブ委員長は各クラブ代表の中より互選され、その委員長は結果を選挙管理委員会に報告する。

第 5 章 リコール制

第 21 条 生徒会会則第 65 条によるリコールの請求があった場合には選挙管理委員会は直ちに信任投票を行う。

第 22 条 信任投票の結果欠員が生じた場合は直ちに補欠選挙を行う。

第 6 章 異議申立

第 23 条 各選挙において、その効力に関し異議のある選挙人又は候補者は選挙が行われた日から 10 日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議の申し立てができる。

第 7 章 役員の変更

第 24 条 会長、副会長、書記局長、会計局長、生活委員長、学芸委員長、代議員会議長、監査委員長の欠員が生じた時は 10 日以内に選挙管理委員会は補欠選挙を行う。

第 25 条 ホームルームにおいて役員が変更した時は、直ちに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 26 条 本規約にいちじるしく違反した行動がある時は本委員会はその処置を講ずることができる。

第 27 条 本法の改正は代議員会の承認を必要とする。

付 則 この規程は平成 8 年 11 月一部改正する。

この規程は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。

この規程は令和 5 年 11 月一部改正する。

クラブ委員会規約

第 1 章 名称

第 1 条 本委員会は北海道深川西高等学校クラブ委員会と称す。

第 2 章 所属

第 2 条 本委員会は北海道深川西高等学校生徒会に所属する。

第 3 章 目的

第 3 条 本委員会は生徒会の目的に則って会員の自主的活動の向上を図り健全なる心身を養成することを目的とする。

第 4 章 活動

第 4 条 本委員会は前章の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 校内外におけるクラブ活動
- (2) その他

第 5 章 クラブの設立

第 5 条 クラブ員は本校生徒会会員として各人の希望によって 1 クラブのみ加入できる。

第 6 条 クラブの設置は会長がこれを管理し代議員会で決する。

第 7 条 クラブの設置は 5 名以上で大会出場可能人数の発起人制とし同好会としての実績が 2 年以上ある場合に代議員会がこれを承認する。但し、発起人は必ずそのクラブに属するものとする。クラブの休部は 1 年間活動がない場合と目的に反する行為をとった場合とする。廃部は 3 年間活動がない場合に代議員会で決定する。

第 6 章 組織及び役員の任務

第 8 条 本委員会は各クラブ代表委員によって組織される。

第 9 条 本委員会に下記の役員を置く。

委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名、会計 1 名

第 10 条 役員は下記の任務を行う。

- (1) 委員長は本委員会を代表して会務を処理すると共に本委員会の議事を司る。

委員長は委員会開催にあたり、監査委員会にその旨を知らせなければならない。

- (2) 副委員長は委員長を補佐する。
- (3) 書記は本委員会の議事録、連絡に当たる。
- (4) 会計は本委員会の会計に当たる。
- (5) 各クラブ代表委員はクラブの運営にあたり諸帳簿を保管し、必要事項を記入しなければならない。

第7章 役員の選出及び任期

第11条 役員の任期は半年とする。

第12条 クラブ代表委員は各クラブにおいて選出される。

第13条 クラブ代表委員中より他の役員が選出される。但し書記は委員長の任命による。

第14条 本委員会内の役員は兼任を認めない。

第8章 クラブ活動

第15条 クラブの活動期間は4月1日より始まり翌年3月31日に終了する。

第16条 各クラブには顧問を置き、顧問はクラブの活動を援助する。

第9章 会計

第17条 本委員会の運営資金は生徒会費をもって充てる。

(1) 本委員会の会計年度は4月1日より始まり、2月10日に終わる。

(2) 冬を基礎とするクラブは、3月31日に終わる。

第18条 本委員会の予算、決算は代議員会の承認を要する。各クラブの予算、決算の承認はクラブ委員会において行う。

付 則 この規程は昭和32年4月1日より効力を発する。

この規程は平成9年5月7日一部改正する。

この規程は平成15年3月31日一部改正する。

放 送 局 規 約

第 1 章 名称ならびに所属

第 1 条 名称

本局は、深川西高等学校放送局と称し、深川西高等学校生徒会外局に所属する。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本局は即時伝達及び視聴覚によるなごやかな雰囲気作りを目的とし、校内の放送に関する活動を行い、校外で行われるコンクール等の行事に参加する。

第 3 章 組織ならびに構成

第 3 条 本局は同好者によって構成される。

第 4 条 任期は通常 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とするが、希望する者はいつでも局員になることができる。

第 5 条 本局は運営上次の役員を置く。役員は局員中より選出される。
局長 1 名、副局長 1 名、会計 1 名。

第 4 章 器具の使用

第 6 条 本局は校内放送器具を使用する。

第 7 条 生徒の器具使用は原則として本局員のみが行う。

付 則 この規約は昭和 46 年 5 月 18 日よりその効力を発する。

この規約は平成 14 年 4 月 1 日一部改正する。

この規約は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。

新 聞 会 規 約

第 1 章 名称ならびに所属

第 1 条 本会は深川西高等学校新聞会と称し、深川西高等学校生徒会外局に所属する。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は民主主義の精神に徹し、校内のコミュニケーションを活発にし、啓蒙活動の中心的立場として生徒会の発展向上に寄与することを目的とする。

第 3 章 組織ならびに機関

第 3 条 本会は同好者をもって組織し、会長は会員の中より互選する。

第 4 条 本会は副会長及び会計その他必要に応じて係をおくことができる。

第 5 条 会長は編集発行人として編集会議を主宰する。

第 6 条 編集会議

（１）新聞の編集方針及び編集は編集会議を経て行う。

（２）編集会議は会員の 2/3 以上の出席を必要とする。

（３）編集会議は生徒会の他のいかなる機関からの牽制も受けない。

第 7 条 本会には顧問を必要とする。

付 則 この規約は昭和 52 年 12 月 20 日より施行する。

この規約は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。

吹 奏 楽 局 規 約

第 1 章 名称ならびに所属

第 1 条 本局は深川西高等学校吹奏楽局と称し、深川西高等学校生徒会外局に所属する。

第 2 章 目的

第 2 条 本局は音楽活動を通じ、生徒会の発展向上に寄与することを目的とし、校外で行われる演奏会、コンクール等の行事に参加することができる。

第 3 章 組織ならびに役員

第 3 条 本局は同好者を持って組織され、希望者はいつでも局員となることができる。

第 4 条 本局の局長は局員の中より互選し、副局長及び会計、その他必要に応じておくことができる。

第 5 条 本局には顧問を必要とする。

付 則 この規約は昭和 60 年 2 月 8 日より施行する。

この規約は平成 14 年 4 月 1 日一部改正する。

この規約は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。

図 書 局 規 約

第 1 章 名称ならびに所属

第 1 条 深川西高等学校図書局は、深川西高等学校生徒会外局に所属し、同好者によって構成される。

第 2 章 目的および活動内容

第 2 条 本局は生徒の知的関心、興味による問題解決並びに探究活動を促すため、環境整備を進んで行う。

第 3 条 活動内容は以下のとおりとする。

- ・ 広報紙の作成 ・ 図書室内の環境整備 ・ 掲示物の管理
- ・ 貸出・返却業務 ・ 各種統計の作成
- ・ 図書局行事の企画と運営 ・ 図書選定

第 3 章 組織

第 4 条 本局は次の役員を置く。役員は局員中より選出される。

局長 1 名、副局長 1 名。

第 5 条 図書局会議は必要に応じて局長が招集する。

付 則 この本規約は平成 15 年 3 月 14 日改正、平成 15 年 4 月 1 日よりその効力を発する。

図 書 室 利 用 規 程

第 1 章 総則

- 第 1 条 本校図書室は深川西高等学校図書室と称す。
- 第 2 条 本校図書室は知的資源の管理、提供を行い、教育課程展開への寄与を目的とする。
- 第 3 条 室内利用は原則として、本校職員、本校生徒に限る。
- 第 4 条 図書室の管理・運営は担当教諭と図書局員があたる。
- 第 5 条 室内は自由接架式を採用し、入室者は利用者心得を厳守する。
- 第 6 条 受け入れ図書は「日本十進分類法（N. D. C）」によって分類し、所蔵する。

第 2 章 利用者心得

- 第 7 条 室内においては諸規程、及び局員の指示に従う。
- 第 8 条 室内は整理整頓を保つ。
- 第 9 条 喧騒・騒擾など他者に迷惑をかける行為をしない。
- 第 10 条 室内での飲食は禁止する。但し、局員は司書室内でのみ許可される。
- 第 11 条 司書室は局員以外、立ち入りできない。
- 第 12 条 図書の配列を乱したり、備品を勝手に移動してはならない。
- 第 13 条 図書は丁寧に取り扱い、印を付けたり切り抜いたり、ページを折ったりしてはならない。

第 3 章 利用日時

- 第 14 条 利用時間は平日の 12 時 50 分から 13 時 20 分、15 時 30 分から 16 時 50 分とする。
- 第 15 条 閉室日は随時、担当教諭、及び図書局長がこれを定める。

第 4 章 貸出・返却

- 第 16 条 室内では自由に図書を閲覧できる。
- 第 17 条 所定の手続きを経た後に貸出することができる。
- 第 18 条 図書の貸出は原則として 1 人 3 冊までとする。
- 第 19 条 図書の貸出期間は原則として 8 日以内とする。
- 第 20 条 貸出者は室内から無断で本を持ち出したり、貸出期間を超過しては

ならない。

第 21 条 帯禁出図書及び新刊雑誌は原則として貸出しない。

第 22 条 貸出図書の転貸は認めない。

第 23 条 返却は所定の手続きを経ること。

第 24 条 図書を紛失・破損した場合は直ちに届け出、この場合、時価をもって弁償を
求める事がある。

付 則 この規程は平成 18 年 3 月 16 日一部改正する。

同 好 会 規 程

第 1 章 名称ならびに所属

第 1 条 各同好会は北海道深川西高等学校同好会と称し、北海道深川西高等学校生徒会のクラブ委員会に所属する。

第 2 章 目的

第 2 条 同好会は生徒会の目的に則って会員の健全な心身を養成することを目的とする。

第 3 章 設立

第 3 条 同好会は同好者によって構成される。

第 4 条 同好会員は本校生徒会員とし各人の希望によってどの同好会にも加入でき、重複もできる。又、クラブに籍を置く者も加入できる。

第 5 条 同好会の設置はクラブ委員会がこれを管理する。

第 6 条 同好会の新設は発起人制として、発起人を含めて 5 名以上で大会参加可能人数をもって同好会の資格を有し、クラブ委員会と代議員会がこれを承認する。

第 7 条 同好会には顧問を必要とする。

第 4 章 活動

第 8 条 同好会の活動期間は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 条 同好会の対外的な行事の参加はクラブ委員会の承認を必要とする。また、同好会の活動場所は、本校内を原則とする。

第 10 条 同好会は、年 1 回以上活動内容を発表する場を設ける。

第 5 章 会計

第 11 条 同好会費は個人負担とする。

第 12 条 同好会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 13 条 各同好会の予算決算はクラブ委員会の承認を要する。

付 則 この規程は昭和 48 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。

大会派遣規程

第 1 章 趣 旨

第 1 条 本規程は北海道立学校管理規則第 9 条の規定に基づき生徒の大会派遣に関する取り扱いを定めるものとする。

第 2 章 目 的

第 2 条 本校の教育目標を踏まえ練習や研究の成果を発表し、知識・教養・技術の交流を図るため部・局のクラブ活動の充実向上に役立たせることを目的とする。

第 3 章 生徒が参加できる大会等

第 3 条 生徒の参加できる大会は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高等学校体育連盟・高等学校文化連盟・高等学校野球連盟が主催又は共催する大会
- (2) 国民体育大会
- (3) 本校の部及び局が所属する地区協会（連盟）・道協会（道盟）・日本協会（連盟）が主催する大会
- (4) 前号で定める以外の大会はクラブ小委員会で審議のうえ、校長が承認した場合は参加できるものとする。
- (5) 合宿・練習試合等については、「合宿・練習試合等の規程」に定めるものとする。

第 4 章 生徒が参加できる回数

第 4 条 生徒が参加できる回数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 全国大会にはチーム、個人共に 3 回を原則とする。
- (2) 全道大会にはチーム、個人共に 4 回以内とする。
- (3) 市内大会への参加回数は、制限しない。
- (4) 第 1 号及び第 2 号で規定する参加回数を超える場合は、審議のうえ参加を認めることもある。

第 5 章 参加資格

第 5 条 生徒の大会への参加資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の支部大会には、顧問と担任教師が申請

し校長が認めた者が出場できる。

- (2) 前号で定める全道大会及び全国大会への参加資格は、その大会の予選において出場権を得た者を認める。
- (3) 支部、地区及び管内予選のない大会への参加は、全道大会については審議のうえ認めることがある。
- (4) 参加の資格を得た者で学習面・生活面・健康面等において問題がある場合は、審議のうえ認めることがある。

第 6 章 出場参加人数

第 6 条 生徒の大会出場人数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号で規定する団体が主催又は共催する支部大会は、登録選手以外の部員又は局員を参加させることができる。
- (2) 前号で規定する全道大会・全国大会への参加は、団体戦は支部大会に準じ、個人戦は「出場権を得た者」とする。ただし、個人戦において顧問が必要と認めた場合は、審議のうえ 1 名を追加して引率できるものとする。
- (3) 第 1 号で規定する全道大会・全国大会の団体戦は、「当該大会要項による人数」に対してのみ旅費を支給する。なお、個人戦において顧問が必要と認めた場合の追加の 1 名については、旅費を支給する。
- (4) 第 1 号で規定する大会の全道大会又は全国大会が空知地区で開催される場合は、その都度審議する。

第 7 章 手続き

第 7 条 大会へ出場参加する者は、次の各号に定める所定の手続きを経て学校長の承認を得ること。

- (1) 日帰りの大会等の場合は、大会等の開催要項を添付し「対外教育活動参加願」を提出する。
- (2) 宿泊を伴う大会等の場合は、大会等の開催要項及び保護者承諾書を添付し「対外教育活動参加願」を提出する。

付 則 この規程は昭和 49 年 5 月 27 日より施行する。

この規程は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。

この規程は平成 19 年 3 月 2 日一部改正、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 20 年 3 月一部改正、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 21 年 12 月 15 日一部改正、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。